

平成 23 年 4 月から 港湾管理者宛の NACCS の新規業務として、 港湾管理者宛に電子ファイルを送付するための業務 「ファイル申請（KFT）業務※¹」が追加されます。

※¹ 本業務は、無料でご利用頂くことが可能です。

ファイル申請（KFT）業務

申請書類 への添付

船会社・船舶代理店が、港湾管理者宛に NACCS を通じて提出（電子申請）した申請・届出書類に、参考書類（図面等の港湾管理者が提出を求める資料）を求められた場合に、先に NACCS を通じて電子申請を行っている申請・届出書類に関連付けて、**任意のファイルを添付ファイルとして港湾管理者宛に送付できる**ようになります。（※²）

（※²）

- ・ファイル申請業務が使用できる港湾は、府省共通ポータル「港湾管理者からのお知らせ」「港湾管理者の電子申請対象手続一覧」でご確認ください。
- ・ファイル申請の対象となる手続きや様式等は、港湾管理者毎に異なりますので、申請する港湾管理者にご確認ください。

詳しい使用方法是、府省共通ポータル（<https://www.fusho-portal.com/>）の「業務仕様書」「港湾関係業務仕様書」「ファイル申請（KFT）業務」でご確認ください。

更に、ファイル申請機能以外にも種々の機能改善を実施。

① VIT11（外港不定期呼出）業務においても船舶コードからの呼出機能を追加

→入港前統一申請を作成しなくても、船舶コードを入力頂くことで入・出港届（外港不定期）を簡単に作成できるようになります。

※船舶コードを利用するには、船舶基本情報登録が事前になされている必要があります。

② 港湾管理者に対する申請情報控の帳票作成

→申請控帳票に申請内容が記載されていますので、帳票の書類保存や港湾管理者との協議が簡単になります。

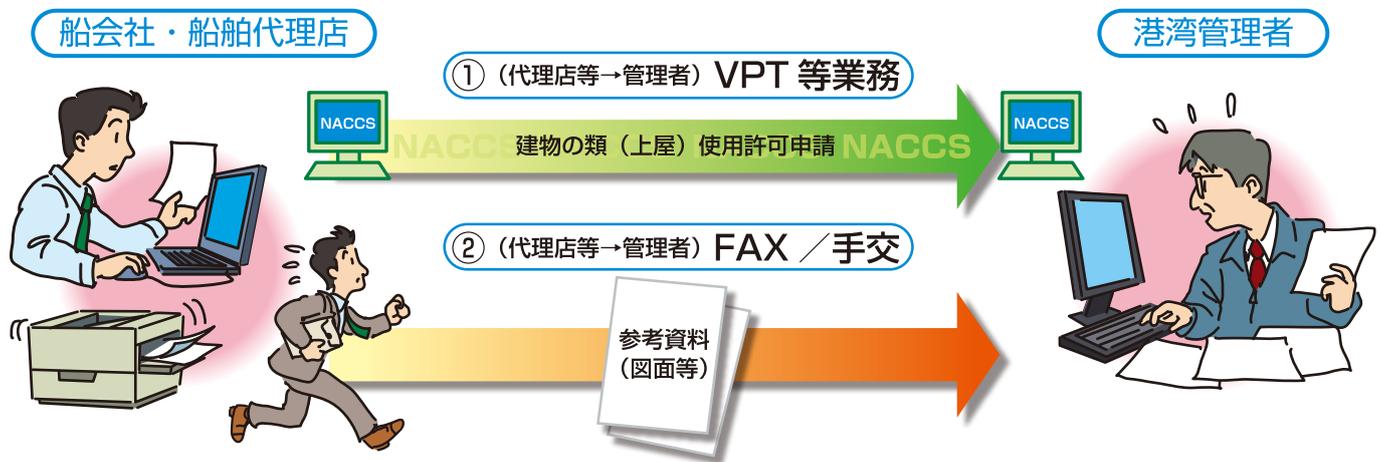
③ 港湾管理者業務（K業務）の回答通知の記載項目を追加

→港湾管理者業務（K業務）の回答通知において、施設名称等の追加を行います。

申請書類への添付 の活用事例

平成**23**年**3**月まで

「建物の類（上屋）使用許可申請」の場合



課題

申請書類としては、申請書と参考書類をセットで提出する必要があるが、提出方法が異なるため、手間となっている。

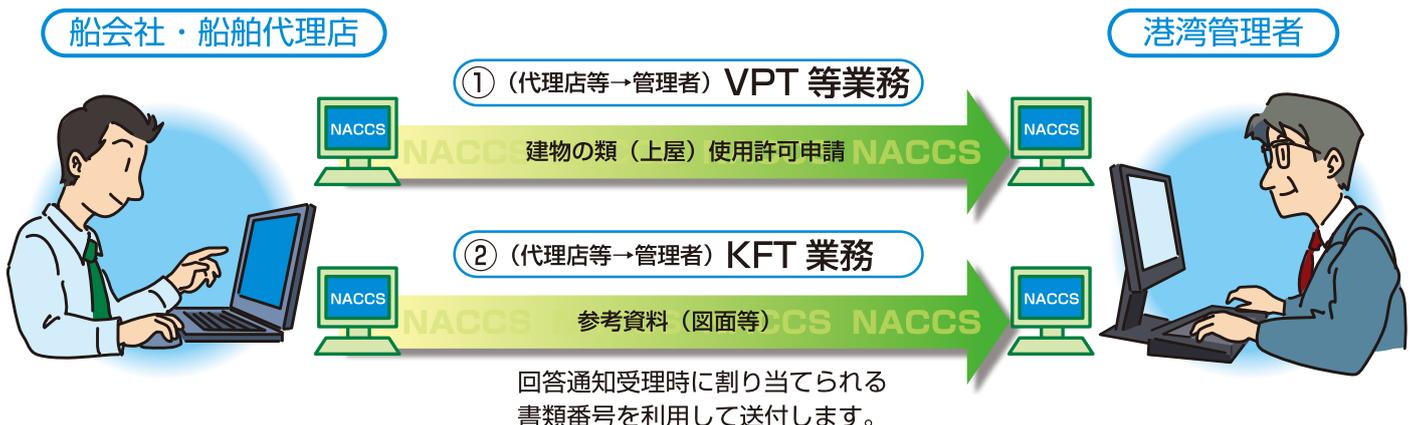
課題

申請書と参考資料が異なる方法で提出されるため、書類の摺り合わせが必要となるなど、手間となっている。

以上の事から、現在、参考書類は、紙で提出せざるをえないことが、電子申請が利用されない要因の一つになっている。

平成**23**年**4**月から

平成23年4月からは、港湾管理者宛の手続きについて、ファイル申請機能を活用することで、参考書類の送付を含め、全手続^{※3}がNACCSで出来るようになり、業務の効率化が図られます。



※3 港湾管理者によっては、NACCS を通じて申請できない手続もあります。